令　和　７　年　９　月　１０　日
内閣府政策統括官（防災担当）

令和７年８月６日からの低気圧と前線による大雨災害に係る被災者生活再建支援法の適用について（熊本県）

１．令和７年８月６日からの低気圧と前線による大雨災害について、熊本県から、住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用する旨の報告があった。

２．以下の区域において、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯及び中規模半壊した世帯等については、申請により、住宅の再建方法等に応じて、被災者生活再建支援金が公益財団法人都道府県センターから支給される。

該当区域	発生日	適用基準 （支援法施行令）
熊本市 （くまもとし）	８月10日	第１条第１号
八代市 （やつしろし）	８月10日	第１条第１号
上天草市 （かみあまくさし）	８月10日	第１条第１号
美里町 （みさとまち）	８月10日	第１条第２号
甲佐町 （こうさまち）	８月10日	第１条第６号

＜参考＞
１．<u>支援金支給の仕組み（法第18条）</u>
　被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給する制度であり、その１／２については国が補助することとされている。

２．<u>対象となる自然災害（施行令第１条）</u>
　今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第１条第１号（災害救助法施行令第１条第１項第１号に該当する被害が発生した市町村）、第２号（10 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害）及び第６号（支援法施行令第１条第３号又は第４号に規定する都道府県が２以上ある場合（※）における市町村（人口（令和２年度国勢調査による。以下同じ。）１０万未満のものに限る。）で、その自然災害により５以上（人口５万未満の市町村は２以上）の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村）に係る自然災害に該当することによる。
　※　令和７年８月６日からの低気圧と前線による大雨では、鹿児島県に支援法を適用済。

■熊本県においても同時発表。

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付
河野、高橋、西嶋
TEL　03-5253-2111（内線51279）
03-3503-9394（直通）